

港長公示第1号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したので、同条第2項の規定により、公示する。

平成28年7月22日

佐世保港長



佐世保港第1区三浦地区における航泊の禁止について

佐世保港第1区三浦地区において、花火大会が実施されるため、下記のとおり船舶の航泊を禁止する。

ただし、花火大会に従事する作業船舶、佐世保港長が許可した船舶を除く。

記

1. 期間

平成28年8月7日（日）午後8時20分から午後9時20分まで
ただし、午後9時20分以前に終了した場合は、終了時までとする。

2. 区域（略図参照）

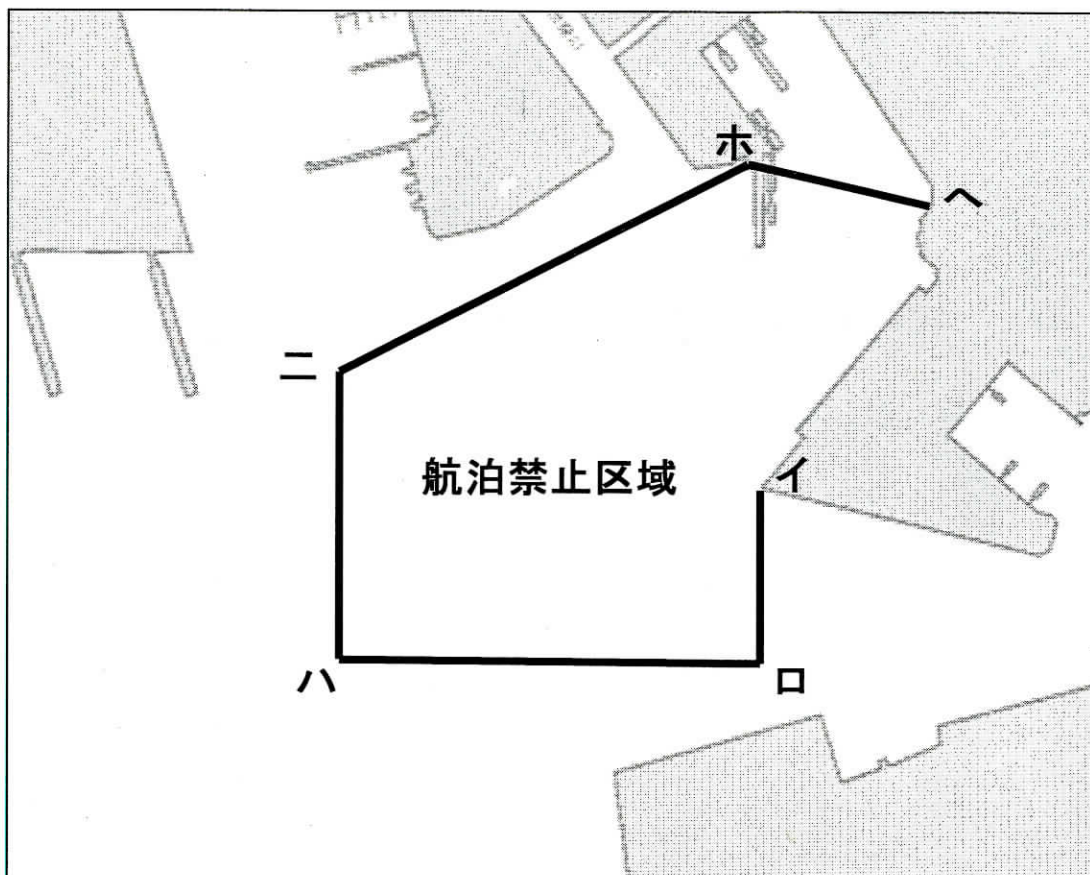
次の各点を順次結んだ線及び陸域に囲まれた範囲（陸域を除く）

イ	北緯33度9分28秒	東経129度43分24秒
ロ	北緯33度9分18秒	東経129度43分24秒
ハ	北緯33度9分18秒	東経129度43分00秒
ニ	北緯33度9分34秒	東経129度43分00秒
ホ	北緯33度9分42秒	東経129度43分23秒
ヘ	北緯33度9分41秒	東経129度43分33秒

3. 備考

航泊禁止期間中、現場付近に巡視艇等及び主催者配備の警戒船が配備されるので、同船艇等から指示があった場合は、これに従うこと。

航泊禁止区域 概略図



イ	北緯33度9分28秒	東経129度43分24秒
口	北緯33度9分18秒	東経129度43分24秒
ハ	北緯33度9分18秒	東経129度43分00秒
ニ	北緯33度9分34秒	東経129度43分00秒
ホ	北緯33度9分42秒	東経129度43分23秒
へ	北緯33度9分41秒	東経129度43分33秒

※ 航泊禁止区域内では、船を航行させたり、
停泊(係留及び錨泊)させてはいけません。